

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月12日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第54号

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業者向け融資に係る損失補償に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(条例第3条第4号の計画) 第4条 条例第3条第4号の事業の再生を図るための計画であって規則で定めるものは、 <u>次の各号のいずれかに該当するものをいう。</u> <u>(1) 中小企業者の事業の再生を図るための債務の減免、期限の猶予等を公正かつ迅速に行うために定められた指針（知事が適当と認めるものに限る。）に基づき策定された計画</u> <u>(2) 中小企業者の事業の再生の支援を目的とする法人その他の団体（知事が適当と認めるものに限る。）の支援を受けて策定された計画</u>	(条例第3条第4号の計画) 第4条 条例第3条第4号の事業の再生を図るための計画であって規則で定めるものは、 <u>中小企業者の事業の再生を図るための債務の減免、期限の猶予等を公正かつ迅速に行うために定められた指針（知事が適当と認めるものに限る。）に基づき策定された計画をいう。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。